

保険金をしっかり受け取るために

知らなきや損する

自分や家族のために加入している生命保険の保険金や給付金が受け取れるはずなのに、例えば認知症などが原因で、請求ができない状況になってしまったら、どうなるのでしょうか。

生命保険は、契約者（保険会社と契約を結ぶ人）、被保険者（保険の対象となっている人）、受取人（保険金等を受け取る人）で契約します。保険金は、被保険者が死亡や高度障害などのとき、または満期まで生存していた場合に、保険会社から受取人に支払われるお金のことです。

保険金や給付金の請求が困難になるということは、起こりえることです。法律上の観点からは、本人が意思表示をできないなら、給付金などを本人が受け取ることは難しいのです。そのような場合のために、「指定代理請求制度」があります。この制度を利用すれば、本人に代わってスムーズに給付金などを受け取ることができます。

指定代理請求制度は、意思表示ができない受取人に代わり保険金や給付金の請求ができる「指定代理請求人」を、指定しておく制度です。指定代理請求人になれる人は、保険会社によって異なるようですが、おおよそ①配偶者②3親等内の親族—などです。指定代理請求人が請求できるケースは、保険金等の受取人が①傷病により保険金等の請求する意思表示が困難なとき②治療上の都合で、傷病名または余命の告知を受けていないとき—などです。請求すると指定代理請求人の口座に振り込まれるので、本人のために自由に使うことができます。また保険会社によっては、「保険契約者代理特約（制度）」で、契約者が契約に関する手続きの意

指定代理請求制度	意思表示ができない受取人に代わり、保険金や給付金の請求ができる人を、事前に指定しておく制度
家族登録制度	契約者が契約時や契約の途中で家族の連絡先を生命保険会社に登録しておく制度

思表示ができない場合などに、あらかじめ指定された契約者代理人が住所変更、解約など所定の手続きも行うことができることもあります。

このような制度が利用できないときは、家庭裁判所に「成年後見人」を申し立てて、成年後見人が保険会社に請求することができます。ただし、後見人の選定に数カ月を要することがあるほか、請求した保険金等は、成年後見人が必要だと思ふ範囲でしか使うことができないようです。そこで、保険会社によっては、指定代理請求人の指定がない場合や指定代理請求人も意思疎通が困難な場合などで、一定の条件を満たす親族からの請求が可能なることもあります。

また、契約内容を家族が保険会社に確認できる制度として、「家族登録制度」もあります。登録しておくこと請求漏れ防止にもなります。

保険契約の内容はもちろんですが、受取人が誰か、指定代理請求人が指定されているか、それらの人は適切かなどを確認しておきましょう。ずいぶん前に加入している場合、受取人などがすでに亡くなっているケースもあるようです。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードパーティファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます



■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン